

岐阜県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金交付要綱

[令和8年2月2日 制 定]

(総則)

第1条 県は、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員の職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援をすることにより、職員の離職の防止・職場定着の推進に資するため、介護サービス事業所等の設置者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、こ

れを利用している個人又は法人等

(9) 第5条第1項の規定による補助金の交付の決定をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費並びに補助金の額は、知事が別に定める。

(補助金の交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、知事が別に定める申請書兼請求書に当該申請書兼請求書において定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の交付の決定をしたときは、知事が別に定める方法により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、第5条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、変更の必要が生じた日から30日以内に、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更の交付申請があった場合について準用する。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めた場合には、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事が別に定める方法により、知事に実績報告を行わなければならない。

(履行確認)

第11条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による履行の確認により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事が別に定める方法により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は補助事業者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、第14条第1項の規定による処分に関し、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(書類、帳簿等の保管)

第17条 規則第22条の知事の定める期間は、補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。